

令和8年11月22日執行

資料1

鳥取市議会議員選挙

指定病院等における 不在者投票事務処理要領

鳥取市選挙管理委員会

選挙管理委員会委員長 森山 慎一

郵便番号 680-8571

所在地 鳥取市幸町71番地

電話 0857-30-8477

FAX 0857-20-3945

目 次

1	不在者投票	1
2	不在者投票をすることができる期間	1
3	不在者投票をすることができる者	1
4	不在者投票管理者となる者	3
5	不在者投票を行う場所	4
6	不在者投票の立会人	4
7	不在者投票の手續	5
8	投票の送致	8
9	不在者投票手續の変更	9
10	投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等	9
11	不在者投票事務処理の状況の記録	10
12	不在者投票に要した経費の請求	10
◎	別記 外部立会人選任に係る事務の流れ	11

【根拠法令の見方】

法48の2①Ⅲ・・・公職選挙法第48条の2第1項第3号

令50①・・・公職選挙法施行令第50条第1項

事務の内容	注意事項
1 不在者投票 不在者投票とは、選挙期日に、選挙人が投票所に行くことが困難であると考えられる一定の事由に該当することが見込まれる場合に、選挙期日の前に投票することができる制度です。(法４９、４８の２①)	不在者投票の事務は、迅速かつ的確に処理することが要求されるため、事前に事務分担及び処理について計画を立てておき、万全の事務処理ができるよう配慮してください。 <u>法令及びこの事務処理要領に定めるところにより、公正かつ厳正に行ってください。</u>
2 不在者投票をすることができる期間 指定病院等(3の(1)から(4)までの施設をいう。以下同じ。)において不在者投票をすることができるのは、告示日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までです。(令５６①、令５７①、令５８①、法２７０) 11月16日(月)から11月21日(土)まで	1 市選挙管理委員会への投票用紙等の交付の請求は、午前8時30分から午後8時まで行うことができます。(法２７０の２①、令１４２の２①Ⅰ) 2 告示日当日(11月15日)は不在者投票をすることができませんので注意してください。 3 事務処理上、施設内において、特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、<u>その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。</u>
3 不在者投票をすることができる者 指定病院等で不在者投票をすることができる者は、次の選挙人で、選挙期日の当日、一定の不在者投票事由に該当することが見込まれるものに限られます。(法４８の２①、法４９①) (1) 指定病院に入院している選挙人 都道府県選挙管理委員会が指定した病院(以下「指定病院」という。)に入院している選挙人であって、選挙期日に次のいずれかの事由により自ら投票所に行って投票することができないと見込まれる者です。 1 疾病等により歩行が困難であること。(法４８の２①Ⅲ、法４９①) 2 選挙人(1を除く。)の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの。(法４８の２①Ⅱ、法４９①) (2) 指定老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設に入所している選挙人 都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「老人ホーム」、「支援施設」又は「保護施設」という。)に入所している選挙人であって、選挙の当日(1)	1 選挙人とは、選挙人名簿に登録された者であることを原則とします。 2 不在者投票ができる選挙人は、次の(1)から(6)までのうちいずれかの事由により、選挙期日に投票所に行って投票することができないと見込まれる者です。(法４９①) (1) 法４８条の２第１項第１号事由 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。 ※「総務省令で定める用務」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」とされています。(則１５の４) (2) 法４８条の２第１項第２号事由 用務(第１号事由の用務を除く一切の公私の用事を意味する。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。 (3) 法４８条の２第１項第３号事由

と同様の事由等に該当することが見込まれる者です。(法48の2①ⅡⅢⅤ、法49①)

(3) 刑事施設、労役場又は監置場に収容されている選挙人

刑事施設に収容されている刑事被告人、被疑者及び拘留の刑に処せられた者並びに労役場及び監置場に収容されている選挙人で、選挙期日の当日も拘禁、拘留、留置中であると見込まれる者です。

(法48の2①Ⅲ、法49①)

(4) 少年院又は少年鑑別所に収容されている選挙人

少年院に収容中の保護処分付された選挙人で、選挙期日の当日も少年院又は少年鑑別所に収容中であると見込まれる者です。(法48の2①Ⅲ、法49①)

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

(4) 法48条の2第1項第4号事由

交通至難の島などに居住していること又はその地域において滞在をすること。

⇒鳥取市内には、この事由に該当する区域はありません。

(5) 法48条の2第1項第5号事由

その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

⇒鳥取市議会議員選挙の場合、この事由に該当する選挙人は選挙権がありません。

(6) 法48条の2第1項第6号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

3 患者の付添人、看護師等は、指定病院等において不在者投票をすることはできません。

(選挙期日の当日法48条の2第1項第1号・第2号又は第6号の事由に該当することが見込まれる者は、一般の選挙人と同様に鳥取市においては期日前投票、鳥取市以外の市町村においては不在者投票をすることができます。)

4 左列(1)及び(2)の場合、選挙期日の当日、歩行が困難であることが見込まれればよいので、不在者投票の当日、現実には歩行が困難でなくても差し支えありません。

5 歩行が困難であると見込まれる者で指定病院等に入院(入所)中の者の投票は、**第3号事由**による不在者投票となります。

6 その属する投票区の区域内の指定病院等に入院(入所)中であっても、歩行が容易な場合は、不在者投票をすることができません。

なお、歩行が容易なもので、その属する投票区の区域外の指定病院等に入院(入所)中の者は、**第2号事由**によって、不在者投票をすることができます。

7 郵便等による不在者投票ができる者(身体に重度の障害がある者、若しくは戦傷病者又は介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者

	証に要介護状態区分が要介護５である者として記載されている者）であって指定病院等に入院（入所）中の者であっても、入院（入所）中の病院等において不在者投票管理者のもとで第３号事由による不在者投票ができます。 ⇒郵便等による不在者投票を行うのか、不在者投票管理者のもとでの不在者投票を行うのか選挙人（付添人、家族）に予め確認しておくことが必要です。
４ 不在者投票管理者となる者 （１）不在者投票管理者となる者 指定病院等で不在者投票管理者となる者は、次のとおりです。（令５５②、④） １ 指定病院 院長 ２ 老人ホーム 老人ホームの長 ３ 支援施設 支援施設の長 ４ 保護施設 保護施設の長 ５ 刑事施設、労役場、監置場 刑事施設の長、労役場又は監置場が附置された刑事施設の長（以下「刑事施設の長」という。） ６ 留置施設 留置施設の留置業務管理者 ７ 少年院 少年院の長 ８ 少年鑑別所 少年鑑別所の長 （２）上記の者に事故があり又は欠けた場合 それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令５５⑨） （３）指定病院長、老人ホームの長、支援施設の長又は保護施設の長が候補者になった場合又は外国人である場合 不在者投票管理者となることができないので、それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令５５⑧⑨）	１ 不在者投票管理者は選挙権を有することを必要としません。 ２ 院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長は不在者投票管理者の権限を他人に委任することはできません。 ３ 不在者投票管理者たる指定病院等の長が候補者となった場合は、候補者となった当該選挙だけでなく、候補者である期間に行われる全ての選挙において不在者投票管理者となることはできません。（令５５⑧） ４ 不在者投票管理者の役目は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することです。その担任する事務の主なものは次のとおりです。 （１） 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。（令５０④） （２） 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。（令５３④） （３） 投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。（令５８①②） （４） 選挙権を有する者を立会人に選び、不在者投票に立ち会わせること。（令５６③、令５８③） （５） 不在者投票記載場所の設備をすること。（令５８④、令３２） （６） 代理投票の申請を受け、その可否を決定すること。（令５８④、令５６④⑤） （７） 投票の終わった不在者投票を送致又は送付

	すること。(令60①) 5 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができませんので十分御留意ください。(例えば、日常の職務上有する影響力を利用して選挙運動をすることなどがこれに該当します。)(法135②) ※ <u>指定病院(介護老人保健施設を含む。)の院長の職務を代理すべき者は、院長の職務を代理すべき医師または歯科医師です。</u>
5 不在者投票を行う場所 不在者投票は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において行わなければなりません。(法49①) (1) 選挙の期日の告示があった場合 告示日の翌日から不在者投票は開始されるので、不在者投票管理者は、直ちに不在者投票事務の取扱場所を定めて、見やすい場所に掲示したり、回覧に供したりする等の方法で選挙人に周知するように努めてください。 (2) 投票の記載場所の設備 投票を記載する場所については、他人がその選挙人の投票の記載を見たり、投票用紙の交換その他不正の手段が用いられたりすることのないように、相当の設備をしなければなりません。(令58④、令32) (3) 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止 不在者投票の記載場所には、一般の投票所と同様に選挙の公正を確保するため、選挙運動のために使用するポスター等の掲示はできません。(法143③、法145)	1 指定病院等において選挙人は、原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行の著しく困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドの上でも投票することができます。この場合、不在者投票管理者は投票の秘密保持に十分に注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。 2 投票を記載する場所が不在者投票管理者の管理下にある限り、不在者投票管理者がその場に実在していなくてもかまいません。 3 投票を記載する場所には、「投票記載場所」と表示してください。 4 投票を記載する場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておいてください。なお、<u>指定病院等においては、不在者投票記載場所への候補者の氏名等の掲示は行わないこととされています。</u>(法175②、令125の4)
6 不在者投票の立会人 不在者投票管理者は、<u>選挙権を有する者を1人以上不在者投票に立ち合わせなければなりません。</u>(令56③、令58③) 鳥取市では鳥取市選挙管理委員会(以下「委員会」	立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たしています。<u>適正な管理執行を行うためには、公正な立会人の選任が不可欠です。</u>

という。)が以下の基準により外部立会人を包括選定していますので、指定病院等において選任してください。 (1) 公職選挙法、国家公務員法（昭和22年法律第120号）その他の法令の規定により、選挙運動が禁止され、又は政治的行為が制限される者(国家公務員、地方公務員等) (2) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する施設の職員であって、県又は市町村の選挙管理委員会が実施する不在者投票事務に関する説明会、講習会等を受講したことがある者 (3) 県又は市町村の明るい選挙推進協議会の委員、協力員等明るい選挙推進運動に携わっている者（かつて携わっていた者を含む。）、かつて国・県・市町村の職員であった者、投票所又は期日前投票所において投票立会人を務めた経験のある者等、選挙の公正な実施について見識を有する者	1 立会人は、一般の選挙の選挙権(年齢満18年以上の日本国民であって、法第11条の選挙権を有しない者に該当しないこと)を有しておればよく、選挙人名簿に登録されている必要はありません。(令58③、令56③) 2 <u>立会人は、不在者投票管理者と兼ねることができません。</u> また、その事務を補助する者、代理投票を補助する者とも兼ねることはできません。 3 外部立会人を選任する際には、第10号様式及び第11号様式により選任してください。なお、外部立会人選任の手続きは p.11 別記のとおりです。 4 立会人として想定している者について、委員会の選定基準に該当するかどうかを確認したい場合にはお問い合わせください。 5 指定病院等で選定できない場合、委員会で選定しますので、第12号様式により選定依頼してください。 6 外部立会人に謝金を支給した場合には、1日につき12,400円を上限として、実際に要した経費を委員会が交付します。ただし、上記金額は8.5時間立ち会ったものとして算定されていますので、1時間あたり1,458円を上限として請求してください。 7 外部立会人に対する謝金に要した経費を請求する場合は、第14号様式により、選挙期日後14日以内に報告及び請求を行ってください。
7 不在者投票の手続 (1) 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法 1 投票用紙等の請求 委員会の委員長に対して11月21日(土)(選挙期日の前日)までに請求することができます。(令50①) 2 請求の方法 (ア) 一括請求 (令50④) 不在者投票管理者である指定病院の院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又はそれらの代理人(以下「病院長等」という。)が、<u>入院(入所)又は収容中の選挙人</u>(以下「入院	1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、11月15日(日)(選挙の期日の告示日)より前においても行うことができます。(令50①) 2 <u>請求は、口頭ではなく、必ず文書で請求しなければなりません。</u>この場合、直接に請求しても、郵便により請求しても差し支えありません。(令50④) 3 請求は、不在者投票期間内であれば平日、土曜日、日曜日、休日を問わずいつでもできますが、時間は午前8時30分から午後8時までです。(法270の2①、令142の2) 4 点字投票をしたい旨の依頼があったときは、「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号

患者等」という。)の依頼を受け、それらの入院患者等に代って請求する方法をいいます。依頼を受ける場合には、委員会の交付する依頼書(第1号様式)を用いてください。(施設において保管してください。)

(イ) 個別請求(令50①)

入院患者等が委員会の委員長に対して自分で直接請求する方法です。

※請求は、いずれの方法においても直接又は郵便等によります。(令50①)

3 請求に必要な文書

(ア) 一括請求の場合

投票用紙等請求書(第2号様式、第2・9号様式(乙用紙))で委員会の委員長に対して請求します。(令50④)

(イ) 個別請求の場合

入院患者等が自分で直接請求する場合は、不在者投票宣誓書・請求書(以下「宣誓書・請求書」という。)(第3号様式)により行います。(令50①)

(2) 投票用紙等の受領及び交付

1 委員会へ請求すると、投票用紙と投票用封筒(外封筒・内封筒)が交付又は送付されます。(令53①)

(1) 投票用紙(第4号様式)

(2) 投票用封筒(外封筒・内封筒)(第5号様式)

(3) 入院患者等が自分で直接請求した場合には、このほかに、不在者投票証明書(第6号様式)が在中している不在者投票証明書用封筒(第7号様式)が併せて本人に送付されます。(令53②)

2 一括請求の場合、病院長等は送付を受けた投票用紙等をそれぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。(令53④)

様式(乙用紙))の備考欄に「点字」と記入してください。

◎一括請求の場合

「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))の太線枠内の欄に記入し、「投票用紙等請求書」(第2号様式)に添付してください。

◎個別請求の場合

第3号様式により直接、委員会に請求させてください。(令50①②)

個別請求があった場合はご連絡ください。

病院長等は、できるだけ一括請求によるよう指導してください。依頼書の提出期限を設けることは差し支えありませんが病院長等は、当該期限経過後の依頼にも可能な限り対応する必要があります。

1 選挙人名簿に登録されていない者、失権者の投票用紙等は交付されません。

この場合、送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))の「選挙人氏名」の欄が、二重線で抹消され、「選挙人名簿」欄には登録されていない旨の記載があります。

2 送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))に記載された氏名と依頼書の氏名とを必ず照合し、投票用紙を交付できる者であることを確認した上で投票用紙等を渡してください。(令53④)

3 点字用の投票用紙には、投票用紙(第4号様式)に「点字投票」である旨の表示がしてあります。(令53③)

4 個別請求した入院患者が、不在者投票証明書用封筒を投票前に開封した場合は、誤って開封したかどうかを問わず、投票させることはでき

(3) 不在者投票の方法

投票は、必ず病院長等の管理下において、立会人（6参照）の立会いのもとに、投票の記載場所（5参照）で行います。（令58）

その順序は

1 病院長等は、不在者投票をさせる前に

先に渡した投票用紙及び投票用封筒を選挙人に提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認し、更に投票用紙等に何も記載されていないかどうかを点検する。

2 入院患者等は、投票の記載場所において

次の（1）～（4）の手順で、投票を行います。

- （1）投票用紙に候補者一人の氏名を自ら記載し、
- （2）記載済みの投票用紙を、まず、不在者投票用内封筒に入れて封をし、その後更に投票用外封筒に入れて封をし、
- （3）外封筒の表面に投票者が署名をして、
- （4）病院長等に提出します。（以上令56②、令58①）

3 病院長等は、提出を受けた後

- （1）**外封筒の表面に投票者の署名が自署されていることを確認**した上で、
- （2）**同じく外封筒の表面に次の事項を記載**し、投票の年月日、投票の場所
病院長等の職・氏名
- （3）更に、**投票に立ち会った立会人に署名させ**ます。（以上令60①）

(4) 特別な投票の方法

1 代理投票

入院患者等が心身の故障その他の事由により自署できないため代理投票の申請のあったときは、病院長等は、立会人の意見を聞いて、代理投票を行わせるかどうかを決定します。（法4

ないので十分注意してください。（令58②）

- 1 不在者投票は、**11月21日（土）**（選挙の期日の前日）まですることができます。事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。

しかし、その投票を委員会に郵送する場合は、その郵送日数を考慮して速やかに投票手続をするよう入院患者等に注意してください。

- 2 入院患者等が自ら請求した場合は、左列（3）1のほか、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後でなければ投票させることはできません。（令58②）

この場合、封筒が既に開封されている場合には、投票を拒否しなくてはなりません。

- 3 点字投票を行う場合における外封筒の表面の投票者の署名は、投票用紙を損傷させるおそれがあるので、記載した投票用紙を封筒に入れる前に点字を打つよう指導してください。

- 4 点字投票を行う入院患者等がいるときは、点字器を準備しておいてください。

- 5 外封筒の表面の**投票者の署名及び立会人の署名は必ず自署**することを要し、ゴム印の押印等は認められません。これに対し、病院長等の行う記載は、ゴム印等を用いても差し支えありません。

なお、外封筒の投票者の署名忘れないように投票の直前に予め署名をしてもらっても構いません。（外封筒に署名がない場合は、不受理となり、投票がなかったこととなります。）

⇒病院長等は、記載されているか必ず確認してください。

- 1 代理投票の手続きは、投票の秘密の保持に厳正を期すとともに、適正に行ってください。特に1人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にならないよう留意してください。

- 2 補助者2人は、不在者投票管理者又は立会人

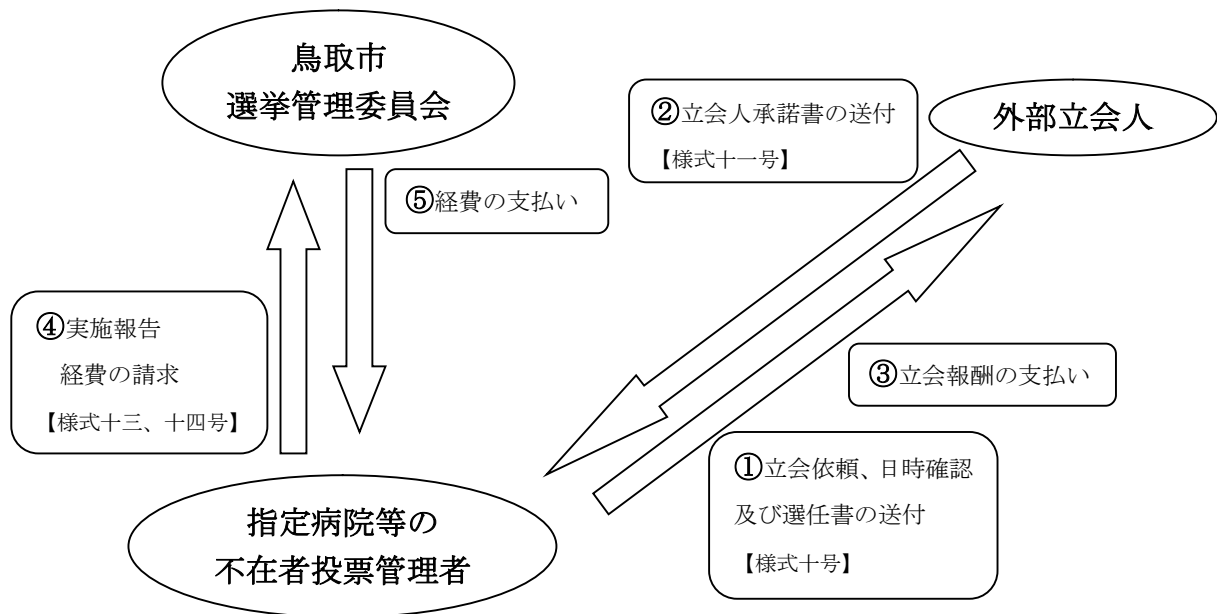
8、令56④、令58④) 代理投票を行わせると決定したときは、 (ア) 投票事務に従事する者のうちから投票記載の補助者2人を定め、 (イ) そのうちの1人の立会いのもとに、 (ウ) 他のもう1人に 入院患者等の指示に従って投票の記載をさせ、内封筒に入れて封をし、その後更に不在者投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に入院患者等の氏名を記載して直ちに提出させます。<u>(代理記載人の欄には何も記入させません。)</u> (エ) 更に前記(3)の3の要領で、表面に記載します。 2 代理投票の仮投票 (ア) 病院長等は、次の場合においては、前記1の要領で代理投票の仮投票を行わせます。 (令41、令56⑤、令58④) ① 代理投票を行わせる事由がないと認め、拒否と決定したことについて、入院患者等に不服がある場合 ② 代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて立会人に異議がある場合 <u>(イ) この代理投票の仮投票の場合に限り、特に投票用外封筒の代理記載人欄に、記入する補助者の氏名を記載させなければなりません。</u>	<u>と兼ねることはできません。</u> 3 補助者は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めます。 4 代理投票を行った者については、「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・第9号様式(乙用紙))の投票状況の代理の欄に○印をしてください。 5 代理投票を行わせる事由がないと認め、病院長等が拒否の決定をしたことについて、入院患者等に不服がない場合には、立会人に異議があっても仮投票を行わせることはできません。
8 投票の送致 病院長等は、入院患者等の投票が終わり、不在者投票用外封筒に所要事項の記入が終わったときは、 (1) 封筒(第8号様式)に入れて封をし、(入院患者等が自ら投票用紙等を請求したものについては、不在者投票証明書も併せて入れる。) (2) 封筒の表面に「選挙事務」「不在者投票在中」と朱書して、(郵便によって送付する場合はレターパックにより) (3) 裏面に記名して印を押し、 (4) 委員長に、直接送致するか、又は郵便等(郵便による場合はレターパック)によって送付します。(以上令60①) この際「投票用紙及び投票用封筒送付書」(第9号様式)「不在者投票用紙等請求書兼送付書」	1 送致又は送付を受けた委員会の委員長は、直ちに投票及び不在者投票証明書を指定投票区の投票管理者に送致することとなりますが(令60②)、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に届かないものは、投票がなかったものとして取り扱われますので(令65、76②)、病院長等は、郵送によるときは、レターパックで送付するとともに、郵送期間の余裕を見て早めに送付してください。 2 入院患者等が自ら投票用紙等を請求した場合の投票で、不在者投票証明書が併せて送付されないときは、この投票は不受理の決定がなされますので注意してください。 3 投票を送致する際は、その取扱いに十分注意

(第2・9号様式(乙用紙))を添付してください。	し、途中において紛失等の事故の生じないように措置してください。 4 「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・第9号様式(乙用紙))は、委員会から投票用紙と一緒に送られてきた投票用紙を交付する選挙人の氏名が記載されたものを<u>複写して使用してください</u>。 具体的には、 (1) 複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」の二重線枠の欄に各々の選挙人の投票の状況を記載する。 (2) 個別請求した選挙人については、複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」に、あるいは新たな「不在者投票用紙等請求書兼送付書」に書き足してください。 (太線枠の欄・二重線枠の欄に記入してください。)
9 不在者投票手続の変更 不在者投票のために投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた入院患者等が、選挙の期日の前日(11月21日)までに不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒(入院患者等が自ら請求した場合はこのほかに不在者投票証明書)を投票管理者に返して、選挙の期日の前日までは期日前投票所において期日前投票、選挙の当日は投票所において投票することができます。(令64②)	不在者投票の請求をした者が、投票をしないで退院等したときは、直ちに委員会にご連絡ください。
10 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等 (1) 返還 入院患者等が不在者投票をせず、かつ、前記9によって期日前投票又は選挙期日の当日投票所における投票もしなかった場合は、速やかに委員会に返さなければなりません。(令64②) (2) 交換 投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、破損したりしたときには、委員会に、理由を付してこれと引換に交付を請求してください。(令36) (3) 再交付 投票用紙及び不在者投票用封筒は紛失しても再交付は受けられませんので、十分注意してください	指定病院等にある入院患者等が投票用紙等の交付を受けた後、他の指定病院等に移り、その病院

い。 不在者投票証明書は再交付できるので、理由を付して、委員会に再交付を請求してください。	長等から再び投票用紙等の請求があった場合は、従前の病院長等の手元に投票用紙等があり、かつ、確実に返還されることが確認できるときは、引換えと同視し、投票用紙等の再交付を受けることができます。
1 1 不在者投票事務処理の状況の記録 (1) 不在者投票の件数 (2) 一括請求と個別請求の別 (3) 代理投票の状況 (4) その他（特に緊要と認められる事項） これらを「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））により記録してください。	
1 2 不在者投票に要した経費の請求 不在者投票を実施した場合には、要した経費を委員会に対して請求できます。請求できる経費は不在者投票を行った投票者1人1回あたり1,236円です。 また、これとは別に、（6 不在者投票の立会人）にある外部立会人に対して支払った謝金も請求できます。 第13号・第14号様式により費用の請求を行ってください。（選挙期日後14日以内にお願いします。） <u>外部立会人に対して支払った謝金について委員会に請求する場合は、領収書の写し等を添付してください。</u>	外部立会人に対して支払った謝金について委員会に請求できる金額は、 1時間あたり1,458円（旅費等含む。） 1日あたり12,400円（8.5時間分）を上限とします。 <u>※時給の場合、立会時間が1時間に満たない場合には、端数を切り上げて1時間としてください。</u>

指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務の流れ
(R8 鳥取市議会議員選挙)

【指定病院等が依頼・選任する場合】



【鳥取市に選定を依頼する場合】

